様式第18の５（第25条の５関係）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　　印
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供業務を開始したので、電気通信事業法第38条の２の規定により、届け出ます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類				
当該卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務開始年月日				
当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域				
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
	当該提供卸電気通信役務の内容			
	当該提供卸電気通信役務に関する料金			
	当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）			
	当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
	当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			
	電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
	電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
	重要通信の取扱方法			

	当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
	上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
	有効期間を定めるときは、その期間			

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から31までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

２　添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。